

すべての障害者への公正かつ平等な 事故補償を求めるシンポジウム

Naughty boys 3



日時: 2019年(令和元年)9月8日(日) 13:00~15:00

場所: 福岡県弁護士会館 福岡市中央区六本松4丁目2番5号

2012年9月、特別支援学校に通うひとりの少年が給食中の窒息事故により脳に重篤な障害を負いました。それまで笑ったりはしゃいだり、時にはむくれた表情で気持ちを豊かに表現していた少年は、この事故により感情表現や意思の疎通ができない障害を新たに負ってしまったのです。しかし就学児童生徒が加入する災害共済制度を運営するスポーツ振興センターは、この少年にもともと障害があるという理由で、障害見舞金の支給対象外であるとしました。そして福岡地裁久留米支部でもその主張が認められたのです。

学校内で発生した事故により障害を負った少年への補償を不当に拒否されたこの事件について各方面の方々の報告を元に話し合い、控訴審を前に理解を深めるべくシンポジウムを企画しました。誰もが生きやすい公正な社会であるために、ここから発信していきましょう。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

<お問い合わせ>

吉田星一法律事務所
福岡県久留米市城南町 16-12
電話:0942-64-9150 FAX:0942-64-9151

<主催>

すべての障害者への公正かつ平等な事故補償を求める会
ホームページ: <https://kaeru2.jimdo.com/>

《プログラム》

- 横藤田 誠さんによる基調講演
- 弁護士より経過報告
- 原告より報告 ほか

資料代
300円

横藤田 誠氏プロフィール

1956年、広島県福山市生まれ。生後7か月、脊髄性小児麻痺(ポリオ)に。5歳から肢体不自由児施設・若草園や養護学校(福山養護学校〔現特別支援学校〕中等部)で過ごす。

広島大学政経学部法律政治学科卒業。
広島大学大学院社会科学部法律学専攻博士後期課程単位修得。



2006年から、広島大学大学院社会科学部法政システム専攻(政策法務講座)教授。憲法・医事法専攻。研究テーマは「不利な立場にある人々の人権」。



•福岡市営地下鉄七隈線「六本松」駅1番出口から徒歩3分
•西鉄バス「六本松(福銀前)」 「六本松(こんどう美容室)」から徒歩3分

	1	2	3	4	5	6	7
Aチーム							
Bチーム							

横藤田意見の締めめの文章（意見書から引用）

生後7か月でポリオに罹患し両足に障害を負った私は、5歳からの10年間、肢体不自由児施設や養護学校寄宿舎で過ごした後、高校で初めて周囲が皆健全者という、私にとっては異常な環境を経験し、強い劣等感に苦しめられていた。そんなときに、人は生まれながら不可侵の権利を有する、個人は尊厳である、という人権の理念に触れた。それは私にとって、苦痛に満ちた現実を超える、等身大ではない「世界」との出会いだった。大げさに言えば、希望と未来を手に入れた思いがした。しかし、一方で、疑問も抱いた。障害者など不利な立場にある人々にとって人権は希望の象徴であり、人権を切実に求めているが、それは本当に実現しているのだろうか。毎日のニュースに触れると、到底そうは思えなかったからである。そうだとすれば、それはなぜだろうか。これらの問いを抱えて、私は法学を学ぶこととなった。大学で法学・憲法を学んでわかったのは、人権は多数派の人間が作ったものという当たり前の事実だった。だからこそ、マイノリティがそれを享受するには多大な困難が伴うのである。

しかし、人権が多数派の産物だということ自体は、否定すべき事実ではない。そうであるからこそ、強力な法的拘束力を持ち、民主制をも超える力を持ち得るからである。しかも、相当時間はかかったものの、多数派は、ある意味で究極のマイノリティである障害者に対しても人権の光を当てるようになった。その象徴が障害者権利条約である。障害者観を変え、それに対応して各人権の概念を変容させた権利条約は、障害者に関する立法や司法に発想の転換を迫るものとする。

本件の一審原告生徒の個人としての尊厳を直視した判決を切に希望する。

